

第 6 次山形県教育振興計画検討委員会運営要項

- 第 1 第 6 次山形県教育振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）
の招集は、教育長が行う。
- 第 2 検討委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名する委員
をもってあてる。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 第 3 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 第 4 検討委員会の庶務は、教育庁総務課において処理する。
- 第 5 専門委員会については、前各項の規定を準用する。
- 第 6 その他、検討委員会の運営に関し、必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

この要項は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。